

令和7年第8回江差町議会臨時会資料

資料1：人事院勧告に基づく給与改定等の概要【議案第1号～8号関係】	…P 1
資料2：江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	
【議案第1号関係】	…P 3
資料3：江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表	
【議案第2号関係】	…P 5
資料4：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P 7
資料5：江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表	
【議案第4号関係】	…P 17
資料6：チャイルドシート等貸出事業の概要【議案第5号関係】	…P 19

人事院勧告に基づく給与改定等の概要

1 給料表の改定（令和7年4月1日に遡及）

- ◇民間給与との格差から、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も給料月額を引上げ（全体平均3.3%）
- ◇定年前再任用短時間勤務職員も各級の改定額を踏まえ、給料月額を引上げ

2 期末手当及び勤勉手当率の改定

- ◇民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ。
- ◇引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に反映。

(一般職)

	6月期	12月期	計
令和7年度 期末手当	1.2500月(支給済み)	<u>1.2750月(現行1.250)</u>	<u>2.5250月(現行2.500)</u>
	1.0500月(〃)	<u>1.0750月(現行1.050)</u>	<u>2.1250月(現行2.100)</u>
	合 計	<u>2.3000月(〃)</u>	<u>4.6500月(現行4.600)</u>
令和8年度 以降 期末手当	<u>1.2625月(+0.0125)</u>	<u>1.2625月(+0.0125)</u>	2.5250月
	勤勉手当	<u>1.0625月(+0.0125)</u>	2.1250月
	合 計	<u>2.3250月(+0.0250)</u>	4.6500月

(再任用職員)

	6月期	12月期	計
令和7年度 期末手当	0.7000月(支給済み)	<u>0.7250月(現行0.700)</u>	<u>1.4250月(現行1.400)</u>
	勤勉手当	<u>0.5000月(〃)</u>	<u>0.5250月(現行0.500)</u>
	合 計	<u>1.2000月(〃)</u>	<u>2.4500月(現行2.400)</u>
令和8年度 以降 期末手当	<u>0.7125月(+0.0125)</u>	<u>0.7125月(+0.0125)</u>	1.4250月
	勤勉手当	<u>0.5125月(+0.0125)</u>	1.0250月
	合 計	<u>1.2250月(+0.0250)</u>	2.4500月

3 通勤手当の改定

【令和7年度】 ◇通勤手当の額の改定（令和7年4月1日に遡及）

【令和8年度】 ◇新たな距離区分の創設

4 宿日直手当の改定

◇宿日直手当の額の改定（令和7年4月1日に遡及）

（1回につき4,700円（現行4,400円）、常直的なもの23,500円（現行21,000円）

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※第1条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、<u>基準日6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、<u>基準日6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>※第2条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、<u>基準日6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、<u>12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※第1条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>00分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>※第2条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>00分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

	改正後	改正前
※第1条による改正 (通勤手当)		<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、その額から、その額に100分の50の割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2条に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であ</p>

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

	改正後	改正前
る職員 <u>2 2, 8 0 0 円</u>	る職員 <u>2 1, 6 0 0 円</u>	る職員 <u>2 1, 6 0 0 円</u>
ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>2 5, 9 0 0 円</u>	ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>2 4, 4 0 0 円</u>	ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>2 4, 4 0 0 円</u>
コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>2 9, 1 0 0 円</u>	コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>2 6, 2 0 0 円</u>	コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>2 6, 2 0 0 円</u>
サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>3 2, 3 0 0 円</u>	サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>2 8, 0 0 0 円</u>	サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>2 8, 0 0 0 円</u>
シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>3 5, 5 0 0 円</u>	シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>2 9, 8 0 0 円</u>	シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>2 9, 8 0 0 円</u>
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>3 8, 7 0 0 円</u>	ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>3 1, 6 0 0 円</u>	ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>3 1, 6 0 0 円</u>
田 (3) (略)	田 (3) (略)	田 (3) (略)
3~7 (略)	3~7 (略)	3~7 (略)
	(宿日直手当)	(宿日直手当)
第13条2 職員が宿直勤務を命じられたときは、宿直手当として、勤務1回につき <u>4, 7 0 0 円</u> を支給する。	第13条2 職員が宿直勤務を命じられたときは、宿直手当として、勤務1回につき <u>4, 4 0 0 円</u> を支給する。	第13条2 職員が宿直勤務を命じられたときは、宿直手当として、勤務1回につき <u>4, 4 0 0 円</u> を支給する。
2 前項の宿直勤務のうち常直的な宿直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、月額 <u>2 3, 5 0 0 円</u> の宿直手当を支給する。	2 前項の宿直勤務のうち常直的な宿直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、月額 <u>2 1, 0 0 0 円</u> の宿直手当を支給する。	2 前項の宿直勤務のうち常直的な宿直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、月額 <u>2 1, 0 0 0 円</u> の宿直手当を支給する。
	(期末手当)	(期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には1 0 0 分	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分</u> の <u>1 2 5</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分</u> の <u>1 2 5</u>

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と<u>0分の127.5</u>とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には<u>100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>」とする。</p>	<p><u>の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と<u>0分の125</u>とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」とする。</p>

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

	改正後	改正前
4から5まで (略)	4から5まで (略)	4から5まで (略)
別表1 (別)	別表1 (別)	(通勤手当)
※第2条による改正		第9条の3 (略)
(通勤手当)		2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、その額から、その額に100分の50の割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 前項第2条に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額	(2) 前項第2条に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
	アヘシ (略)	アヘシ (略)
	ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円	ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円
	セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円	(新設)
	ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円	(新設)
	タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 45,700円	(新設)

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

	改正後	改正前
る職員 <u>4 9 , 2 0 0 円</u>		
チ <u>使用距離が片道 8 0 キロメートル以上 8 5 キロメートル未満である職員 5 2 , 7 0 0 円</u>	(新設)	
ツ <u>使用距離が片道 8 5 キロメートル以上 9 0 キロメートル未満である職員 5 6 , 2 0 0 円</u>	(新設)	
テ <u>使用距離が片道 9 0 キロメートル以上 9 5 キロメートル未満である職員 5 9 , 6 0 0 円</u>	(新設)	
ト <u>使用距離が片道 9 5 キロメートル以上 1 0 0 キロメートル未満である職員 6 3 , 0 0 0 円</u>	(新設)	
ナ <u>使用距離が片道 1 0 0 キロメートル以上である職員 6 6 , 4 0 0 円</u>	(新設)	
	(3) (略)	
	3 ~ 7 (略)	
	(期末手当)	
第 1 5 条 (略)	第 1 5 条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5 、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)	
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u> 」とあるのは、「 <u>1 0 0 分の 7 1 . 2</u> 同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> 」とあるのは、「 <u>1 0 0 分の 7 0</u> 」と、「 <u>1</u>		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

	改正後	改正前
5.]	とする。	0 分の 1 2 7 . 5] とあるのは、「1 0 0 分の 7 2 . 5 」とする。
4 から 5 まで (略)	4 から 5 まで (略)	0 分の 1 2 7 . 5] とあるのは、「1 0 0 分の 7 2 . 5 」とする。
(勤勉手当)	(勤勉手当)	(勤勉手当)
第 16 条 (略)	第 16 条 (略)	第 16 条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 <u>1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5</u> を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5 、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u> を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5 、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u> を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0 5 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 5 1 . 2 5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0 5 」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0 、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 2 . 5 」とする。</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0 5 」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0 、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 2 . 5 」とする。</u>
4 から 5 まで (略)	4 から 5 まで (略)	4 から 5 まで (略)

附 則
(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の江差町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日か

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>ら適用する。 (給与の内払)</p> <p>3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町職員の 給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条 例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後

別表第1 (第3条関係)

給料表

(単位:円)

職員の区分	級	号俸	給料月額	4級			5級			6級		
				給料月額								
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	366,800	390,800	424,000	457,300	490,800	523,300
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	368,500	391,300	425,600	459,300	492,800	525,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	370,100	392,700	427,000	460,300	494,100	526,900
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	371,700	394,100	428,400	462,300	495,900	528,500
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	373,300	395,500	430,000	464,300	497,500	530,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	375,100	396,600	431,700	467,300	498,300	531,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	376,600	397,600	433,000	469,300	500,700	535,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	378,200	398,800	434,500	472,300	502,900	536,600
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	379,500	399,500	436,000	474,000	504,300	538,800
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	381,100	396,200	437,400	474,300	506,700	539,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	382,700	397,800	444,800	475,300	512,300	543,400
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	384,200	399,400	446,200	476,400	513,900	545,000
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	386,100	401,000	447,400	477,400	515,400	547,400
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	388,000	402,700	448,600	478,700	517,000	548,100
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	389,900	405,400	449,800	479,000	518,600	549,400
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	391,700	406,100	451,000	481,200	520,200	550,200
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	393,200	407,400	452,100	482,500	521,700	551,700
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	395,000	409,000	453,200	483,800	523,400	553,500
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	396,700	410,600	454,300	485,000	525,000	555,200
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	398,300	412,100	455,400	486,200	526,600	556,800
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	400,000	413,600	456,400	487,300	528,000	558,500
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	401,400	415,200	457,400	488,500	529,700	559,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	402,800	416,800	458,400	489,800	531,400	561,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	404,200	418,400	459,400	491,100	533,000	563,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	405,600	422,000	460,400	492,400	534,200	564,900
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	406,800	422,100	461,300	493,400	536,100	565,300
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,400	408,400	423,000	462,200	494,400	537,800	566,500
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	409,000	424,300	463,100	495,500	539,400	567,500
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	410,100	425,600	463,900	496,600	540,900	568,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	411,300	426,700	464,700	497,800	542,500	569,800
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	412,400	427,800	465,500	498,900	544,100	570,900
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	413,500	428,900	466,300	500,100	545,700	570,400
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	414,200	429,600	467,000	501,300	547,400	571,700
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	414,900	431,100	467,800	502,600	549,100	572,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	415,500	432,200	468,600	503,900	551,000	573,400
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	416,200	433,300	469,300	505,200	552,800	574,500
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	416,800	434,400	470,000	506,500	554,300	575,300
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	417,400	435,400	470,800	507,800	555,700	576,200
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	417,900	436,400	471,600	509,100	557,100	577,100
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	418,300	437,300	472,300	510,400	558,500	578,400
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	418,700	438,200	473,000	511,700	560,000	578,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	418,900	439,100	473,800	513,000	561,800	579,500
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	419,200	440,900	474,600	514,300	563,300	580,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	419,500	441,700	475,300	515,400	564,900	581,000
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	419,800	442,600	476,000	516,300	565,700	581,400
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	420,100	446,700	476,700	517,600	564,800	582,700

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	424,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	424,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	424,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	424,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	425,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	425,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	426,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	426,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	426,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	427,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	427,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	427,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	427,900	285,500	332,000	373,700	389,900	412,300
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	428,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	428,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	428,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	429,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	429,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	429,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,300	425,300	425,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	425,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	425,600	290,600	338,100	378,500	393,900	414,500
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	426,000	291,900	338,600	378,900	394,200	414,700
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	426,300	291,200	339,200	379,400	394,500	415,000
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	426,600	291,500	329,300	339,700	394,800	415,300
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	426,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	427,000	293,400	329,400	381,600	395,200	415,700
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	427,300	294,900	341,100	381,900	395,500	415,900
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	427,600	295,200	341,500	382,100	395,800	416,100
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	428,000	428,000	295,600	341,900	382,400	396,000	416,300
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,400	428,400	295,800	342,300	382,800	396,200	416,500
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,700	428,700	295,100	342,800	383,300	396,500	416,700
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	429,000	429,000	295,900	343,300	383,700	396,800	416,900
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	429,300	429,300	296,600	343,800	384,100	397,000	417,100
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,600	429,600	297,100	344,000	384,500	397,200	417,300
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	429,900	429,900	296,000	344,500	385,000	397,500	417,500
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	430,200	430,200	296,300	344,900	385,400	397,800	417,700
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	430,500	430,500	296,600	345,300	385,800	398,000	417,900
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	430,800	430,800	296,900	345,600	386,100	398,200	418,100
86	266,200	305,800	355,700	396,800	409,300	431,000	431,000	297,100	346,000	386,400	398,400	418,300
87	266,500	306,100	356,100	397,100	410,000	431,300	431,300	297,400	346,400	386,700	398,600	418,500
88	266,800	306,400	356,500	397,400	410,600	431,600	431,600	297,700	346,800	387,000	398,800	418,700
89	267,100	306,700	356,700	397,700	411,000	431,800	431,800	298,000	347,000	387,300	399,000	418,900
90	267,400	307,000	357,000	398,000	411,300	432,000	432,000	298,300	347,400	387,600	399,200	419,100
91	267,700	307,300	357,500	398,300	411,600	432,300	432,300	298,600	347,800	387,900	399,400	419,300
92	268,000	307,600	357,900	398,600	412,000	432,600	432,600	299,000	348,200	388,200	399,600	419,500
93	268,300	307,800	358,100	398,900	412,300	432,900	432,900	299,200	348,400	388,500	399,800	419,700
94	268,600	308,000	358,400	399,200	412,600	433,200	433,200	299,400	348,800	388,800	400,000	419,900
95	269,100	308,300	358,800	399,500	413,000	433,500	433,500	299,700	349,200	389,100	400,200	420,100
96	269,500	308,700	359,100	399,800	413,300	433,800	433,800	300,100	349,500	389,400	400,400	420,300
97	269,900	309,400	359,400	400,100	—	—	—	300,300	349,800	389,700	400,600	420,500
98	270,200	309,700	359,800	400,400	—	—	—	300,600	350,200	390,000	400,800	420,800
99	270,500	309,500	360,200	400,700	—	—	—	301,000	350,600	390,300	401,000	421,000
100	270,900	309,900	360,600	401,000	—	—	—	301,400	351,000	390,600	401,200	421,200

再任用以外の職員

- 15 -

101	310,100	361,100	401,300			101		301,600	351,500	390,900	401,400
102	310,400	361,500	401,600			102		301,900	351,900	391,200	401,600
103	310,700	361,900	401,900			103		302,200	352,300	391,500	401,800
104	311,000	362,300	402,200			104		302,500	352,700	391,800	402,000
105	311,200	362,800	402,500			105		302,700	353,200	392,100	402,200
106	311,500	363,200	402,800			106		303,000	353,600	392,400	
107	311,800	363,500	403,100			107		303,300	353,900	392,700	
108	312,100	363,800	403,400			108		303,600	354,200	393,000	
109	312,300	364,200	403,700			109		303,800	354,700	393,300	
110	312,600	364,000	404,000			110		304,200		393,600	
111	313,000		404,300			111		304,600		393,900	
112	313,300		404,600			112		304,900		394,200	
113	313,500		404,900			113		305,100		394,500	
114	313,700		405,200			114		305,300		394,800	
115	314,000		405,500			115		305,600		395,100	
116	314,400		405,800			116		306,000		395,400	
117	314,600		406,100			117		306,200		395,700	
118	314,800		406,400			118		306,400		396,000	
119	315,100		406,700			119		306,700		396,300	
120	315,400		407,000			120		307,000		396,600	
121	315,700		407,300			121		307,400		396,900	
122	315,900		407,600			122		307,600		397,200	
123	316,200		407,900			123		307,900		397,500	
124	316,500		408,200			124		308,200		397,800	
125	316,800		408,500			125		308,500		398,100	
	—		—			126		308,800		398,400	
	—		—			127		309,100		398,700	
	—		—			128		309,400		399,000	
	—		—			129		309,700		399,300	
	—		—			130		310,000		399,600	
	—		—			131		310,300		399,900	
	—		—			132		310,600		400,200	
	—		—			133		310,900		400,500	
	—		—			134		311,200		400,800	
	—		—			135		311,500			
	—		—			136		311,800			
	—		—			137		312,100			
	—		—			138		312,400			
	—		—			139		312,700			
	—		—			140		313,000			
	—		—			141		313,300			
	—		—			142		313,600			
	—		—					313,900			
	再任用職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	360,000	394,900	320,600

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※第1条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の70」と _____読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の105」とあるは、「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは、「100分の52.5」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の105」とあるは、「100分の50」と、「100分の50」と _____読み替えるものと する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>※第2条による改正</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の126.5」とあるのは、「100分の71.25」と _____読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の70」と _____読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「<u>100分の52.5</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「<u>100分の105</u>」とあるは、「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

チャイルドシート等貸出事業 資料

年度	令和7年度		
担当課係名	総務課防災生活係	事業年度	令和7年度
事業名	チャイルドシート等貸出事業		
予算区分	一般会計	予算科目	総務費・総務管理費・交通安全対策費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

日本生命保険相互会社からの企業版ふるさと納税を活用し、交通事故被害防止のために貸出を行っているチャイルドシート等の更新整備を行い、一層の交通安全意識高揚を図ることを目的とする。

【事業期間】

令和7年11月～令和8年3月

【事業概要】

貸出用チャイルドシート等の整備（5台）

- ①チャイルドシート 1台（0歳～12歳）
- ②ジュニアシート 3台（2WAY仕様 3歳～12歳）
- ③ブースターシート 1台（7歳～12歳）

◆事業費 106千円

貸出用チャイルドシート等

